

卷八

太田和泉守これを綴る

天正三年乙亥

御分国道作り仰せ付けられし事

一、去る年、月迫りに、国々道を作るべきの旨、坂井文介・高野藤蔵・篠岡八右衛門・山口太郎兵衛四人を御奉行として、仰せ付けられ、御朱印を以て、御分國中御触れこれあり。程なく正月中出来訖んぬ。江川には舟橋を仰せ付けられ、嶮路を平らげ、石を退けて大道とし、道の広さ三間間中、路辺の左右に、松と柳を植え置き、所々の老若罷り出で、水を濺ぎ、微塵を払ひ、掃除を致し候べき。先年より、御分國中数多これある諸関・諸役の儀等御免なされし所以、路次の滞り、聊か以て、これなし。誠に難所の苦勞を忘れ、牛馬のたすけ、万民穩便に往還をなし、黎民烟戸ささず。生前の思ひ出、有り難き次第なりと、尊卑十指を挙げて、忝く拝し申し候。御齡は朔母と同じく、福は須達に斉し。諸人これを存ずるのみ。

二月廿七日、御上洛、捶井まで御出で、翌日、雨降り、御滞留。廿九日、佐和山丹羽五郎左衛門の所に御座なさる。

三月三日、永原御泊り。次の日、御出京、相国寺に御寄宿。三月十六日、今川

氏真御出仕、百瑞帆を御進上す。以前も千鳥の香爐・宗祇香爐を御進献のところ、宗祇香爐は御返シなされ、千鳥の香爐は止め置かせられ候へき。今川殿鞠を遊ばさるるの由、聞こしめし及ばれ、

三月廿日・相国寺において御所望。御人数、三条殿父子、藤宰相殿父子、飛鳥井殿父子、弘橋殿、五辻殿、鷹司殿、烏丸殿。信長は御見物。

公家領、徳政にて仰せ付けられ候事

四月朔日、仰せ出でらるゝ趣、既に近代、禁中御廢壞の条、先年より御修理の儀、仰せ付けられ、成就せしめ畢んぬ。併しながら、公家方御怠転に及ばるゝの間、方々沽却の地、村井民部丞、丹羽五郎左衛門兩人に仰せ付けられ、徳政として、公家衆の本領遠附せらる。

主上、公家、武家ともに御再興。天下無双の御名譽、これに過ぐべからず。

河内国新堀城攻め干され並びに誉田城破却の事

三月下旬、武田四郎、三州の内、あすけ口へ相働き候。則ち、信長の嫡男織田菅九郎、尾州衆を召し列ねられ、御出陣候。

四月六日、信長、京都より直ちに南方へ御馬を出だされ、其の日、八幡に御陣

を懸けられ、次の日、若江に至つて御陣取り、大坂より若江へ差し向け候。付城
かいぼりへは、御手遣りもなく、直ちに奥へ御通りなさる。

四月八日、三好笑岩楯籠りし高屋へ取り懸け、町を破られ、不動坂口相支へ、
推しつおされつ、数ケ度戦ふなり。伊藤与三右衛門弟伊藤二介、度々の先懸けに
て、数ケ所の疵ヲ被り討死なり。此の時、信長は、駒ヶ谷山より御目の下に御見
物なされ、晴がましき働きなり。其の日は、誉田の八幡、道明寺河原へ取り続き、
段々に陣取る。信長は駒ヶ谷山に御陣を張らせられ、万方へ足輕を仰せ遣はさる。
佐久間右衛門、柴田修理亮、丹羽五郎左衛門、塙九郎左衛門、谷貼入り貼まで御
放火、其の上麦苗薙ぎ拾つ。

四月十二日に、住吉へ御陣替す。

十三日、天王寺に至つて御馬を寄せられ、畿内、若狭、近江、美濃、尾張、伊
勢、丹後、丹波、播磨、根来寺、四谷の衆、残らず罷り立ち、天王寺、住吉、遠
里小野近辺に陣取るなり。

四月十四日、大坂へ取り寄せ、作毛悉く薙ぎ捨て、御人数十万余騎のつもりな
り。ケ様に上下結構なる大軍見及ぼざる由にて、都鄙の貴賤、皆、耳目を驚かすば
かりなり。

四月十六日、遠里小野へ、信長御陣取り、近辺の耕作、信長御自身薙させられ、
堺の近所に新堀と申す出城拵へ、十河因幡守、香西越後、大将として楯籠る。

四月十七日、御馬寄せられ、取巻き攻めらる。

四月十九日、夜に入り、諸手諸合ひ、火矢を射ち入れ、草を入れ、攻めさせられ、大手・搦手へ切つて出づ。然而、香西越後生捕に罷りなり、縄懸かり、眼をすがめ、口をゆがめ、御前へ参り候。夜中には候へども、香西と御見知り候て、日比屈かざる働き仰せ聞かせられ、誅させられ候。

討ち捕る頸の注文、香西越後、十河因幡、十河越中、十河左馬允、三木五郎大夫、藤岡五郎兵衛、東村大和、東村備後。

此外、究寛の侍百七十余討死。高屋に楯籠る三好笑岩、友閑を以て御侘言、御赦免候ひしなり。

塙九郎左衛門に仰せ付けられ、河内国申、高屋の城を初めとして、悉く破却し、大坂一城落去幾程もあるべからず。

四月廿一日、京都に至つて御馬を納められ、天下諸色仰せ付けらる。

四月廿七日、御下り。坂本より明智が舟にて、佐和山まで御渡海なさるべきところ、以外に風出で候て、常楽寺へ御上り候て、陸を佐和山へ御成。

四月廿八日、辰の刻、岐阜に御帰城。

三州長篠御合戦の事

五月十三日、三州長篠後詰として、信長、同嫡男菅九郎、御馬を出だされ、其の日、勢田に御陣を懸けられ、当社八剣宮癩壊し、正体なきを御覧じ、御造営の

儀、御大工岡部又右衛門に仰せ付けられ候ひキ。

五月十四日、岡崎に至りて御着陣。次日、御逗留。十六日、牛窪の城に御泊り。当城御警固として、丸毛兵庫頭・福里三河守を置かれ、十七日、野田原に野陣を懸けさせられ、十八日推し詰め、志多羅の郷、極楽寺山に御陣を置かれ、菅九郎、新御堂山に御陣取。

志多羅の郷は、一段地形くぼき所に候。敵がたへ見えざる様に、段貼に御人数三万ばかり立て置かる。先陣は、国衆の事に候の間、家康、たつみつ坂の上、高松山に陣を懸げ、滝川左近、羽柴藤吉郎・丹羽五郎左衛門両三人、あるみ原へ打ち上げ、武田四郎に打ち向ひ、東向きに備へらる。家康、滝川陣取りの前に馬防ぎのため、柵を付けさせられ、彼のあるみ原は、左りは鳳来寺山より西へ太山つき、又、右は鳶の巢山より西へ打ち続きたる深山なり。岸を、のりもと川、山に付きて、流れ候。両山北南のあはひ、纒かに三十町には過ぐべからず。鳳来寺山の根より滝沢川、北より南にのりもと川へ落ち合ひ候。長篠は、南西は川にて、平地の所なり。川を前にあて、武田四郎鳶の巢山に取り上り、居陣候はゞ、何れともなすべからず候ひしを、長篠へは攻め衆七首差し向け、武田四郎滝沢川を越し来なり、あるみ原三十町ばかり踏み出だし、前に谷を当て、甲斐、信濃、西上野の小幡、駿州衆、遠江衆、三州の内つくで、だみね、ぶせち衆を相ひ加へ、一万五千ばかり、十三所に、西向きに打ち向き備へ、互ひに陣のあわひ廿町ばかりに取り合ひ候。今度間近く寄り合ひ候事、天の与ふる所に候間、悉く討ち果たさ

るべきの旨、信長御案を廻らせられ、御身方一人も破損せず侯様に、御賢意を加へらる。坂井左衛門尉を召し寄せられ、家康御人数の内、弓・鉄炮然るべき仁を召列、坂井左衛門尉を大将として、一千ばかり？ びに信長の御馬廻鉄炮五百挺、金森五郎八、佐藤六左衛門、青山新七息、賀藤市左衛門、御検使として相添へ、都合四千ばかりにて、五月廿日戌刻、のりもと川を打ち越え、南の深山を廻り、長篠の上、鳶の巢山へ、

五月廿一日、辰刻、取り上げ、旗首を推し立て、凱声を上げ、数百挺の鉄砲を焜と、はなち懸け、責め衆を追つ払ひ、長篠の城へ入り、城中の者と一手になり、敵陣の小屋貼を焼き上ぐ。籠城の者、忽ち運を開き、七首の攻め衆、案の外の事にて侯間、癡忘致し、風来寺さして敗北なり。

信長は、家康陣所に高松山とて小高き山御座侯に取り上げられ、敵の働きを御覧じ、御下知次第働くべきの旨、兼ねてより仰せ含められ、鉄炮千挺ばかり、佐々蔵介、前田又左衛門、野々村三十郎、福富平左衛門、塙九郎左衛門を御奉行として、近貼と足輕を懸けられ、御覧し侯。前後より攻められ、御敵も人数を出だし侯。一番、山懸三郎兵衛、推し太鼓を打ちて、懸かり来なり侯。鉄炮を以て、散貼に打ち立てられ、引き退く。二番に、正用軒入れ替へ、かゝればのき、退けば引き付け、御下知の如く、鉄炮にて過半人数うたれ侯へば、其の時、引き入るゝなり。三番に、西上野の小幡一党、赤武者にて、入れ替へ懸かり来たる。関東衆、馬上の功老にて、是れ又、馬入るべき行にて、推し太鼓を打ちて、懸かり来たる。

人数を備へ候。身がくしとして、鉄炮にて待ち請け、うたせられ候へば、過半打ち倒され、無人になりて、引き退く。四番に典厩一党、黒武者にて懸かり来たる。かくの如く、御敵入れ替へ候へども、御人数一首も御出でなく、鉄炮ばかりを相加へ、足軽にて会釈、ねり倒され、人数をうたせ、引き入るゝなり。五番に、馬場美濃守推し太鼓にて、かゝり来なり、人数を備へ、右同断に勢衆うたれ、引き退く。

五月廿一日、日の出より、卯の方へ向けて未の刻まで、入れ替はり貼相戦ひ、諸卒をうたせ、次第貼に無人なりて、何れも、武田四郎旗元へ馳せ集まり、叶ひ難く存知候。敵、鳳来寺さして、焜と癡軍致す。其の時、前後の勢衆を乱し、追はせられ、

討ち捕る頸の見知分、山懸三郎兵衛、西上野小幡、横田備中、川窪備後、さなだ源太左衛門、土屋宗蔵、甘利藤蔵、なわ無理介、仁科、高坂又八郎、興津、岡部、竹雲、恵光寺、根津甚平、土屋備前守、和気善兵衛、馬場美濃守。

中にも、馬場美濃守手前の働き、比類なし。此の外、宗徒の侍・雑兵一万ばかり討死候。或ひは山へ逃げ上りて飢死、或ひは橋より落とされ、川へ入り、水に溺れ、際限なく候。武田四郎秘蔵の馬、小口にて、乗り損じたる、一段乗り心ち比類なき駿馬の由候て、信長御厩に立て置かれ、三州の儀、仰せ付けられ、

五月廿五日、濃州岐阜に御帰陣。今度の競に、家康駿州へ御乱入、国中焼き払ひ、御帰陣。遠州高天神の城、武田四郎、相抱へ候も、落去幾程もあるべからず。

岩村の城、秋山・大島・座光寺、大将として甲斐・信濃の人数楯籠る。直ちに、菅九郎、御馬を寄せられ、御取巻くの間、是れ又、落着たるべき事勿論に候。

三・遠両国仰せ付けられ、家康年来の愁眉を聞き、御存分に達せらる。昔もケ様に御身方恙く強敵を破損せられし様これなし。武勇の達者、武者の上のかほうなり、宛照日の朝露を消すが如し。御武徳は惟車輪なり。御名を後代に揚げんと欲せられ、数ケ年は山野海岸を栖として、甲冑を枕とし、弓箭の本意、業の爲め、打ち続く御辛勞、中々申すに足らず。

山中の猿御憐愍の事

さる程に哀れなる事あり。美濃国と近江の境に、山中と云ふ処あり。道のほとりに、頑者露にうたれ、乞食して居なり。京都御上下に御覧じ、余りに不便におぼしめし、総別、乞食は住所不定なるに、此の者は、何もかはらず、爰にある事、如何様の子細あるべしと、或る時、御不審を立てられ、在所の者に御尋あり。所の者、由来を申し上げ候。昔、当所、山申の宿にて常盤御前を殺し奉り候。其の因果に依つて、先祖の者、代々頑者と生まれて、あの如く乞食仕り候。山中の猿とは、此の者の事なりと、申し上げます候。

六月廿六日、俄かに御上洛。御取紛れ半ば、彼の者の事をおぼしめし出だされ、木綿甘端御手づから取り出だし、持たせられ、山中の宿にて、御馬をひかへさせ

られ、当町の者ども、男女によらず、何れも罷り出で候へ。物を仰せ付けられ候はんと、御淀に候。いかなる事をか仰せ出でらるべきと、難儀ながら、罷り出で候ところ、木締廿端、乞食の猿に下され候。所の者ども請け取り、此の半分を以て、隣家に小屋をさし、飢死せざる様に情を懸けて置き候へと、上意に候。

其上、此の隣郷の者ども、麦出来候はゞ麦を一度、秋後には米を一度、一年に二度づつ、毎年心落に少し宛とらせ候はゞ、信長御祝着なさるべしと、仰せ出ださる。忝さの余りに、乞食の猿が事は、云ふに及ばず、山中町中の男女、袖をしぼらぬ者もなし。御伴の上下、皆落涙なり。

御伴衆何れも貼御扶持を加へられ、有り難き仕合せ、申すばかり差き様体なり。かくの如く御慈悲深き故に、諸天の御冥利あつて、御家門長久に御座候と、感じ申すなり。

禁中において親王様御鞠遊ばさるゝの事

六月廿六日、御上洛。其の日、佐和山にて、少しく御休息なされ、早舟にめされ、坂本に至りて御渡海。少し風有り。御小姓衆五、六人召し列れられ、六月廿七日御上着、相国寺に御寄宿。

軒初 西八	三條大納言 藤宰相	三條大納言 庭田新大納言
三條大納言 飛鳥井大納言	飛鳥井大納言	飛鳥井大納言
三條大納言 五辻為仲朝臣	五辻為仲朝臣	庭田新大納言

軒二 西八	三條御殿方宰相 中将	三條侍従公宣 朝臣
三條御殿方宰相 山科左衛門督	山科左衛門督	三條侍従公宣
三條御殿方宰相 飛鳥井中将	飛鳥井中将	三條侍従公宣

軒三 西八	庭田御方源宰相 中将	庭田御方源宣仲
庭田御方源宰相 万里小路光房	万里小路光房	庭田御方源宣仲
庭田御方源宰相 水無瀬御方親貞	水無瀬御方親貞	庭田御方源宣仲

軒及 西晚	三條大納言	烏丸御方光宣 朝臣
三條大納言 五辻源為仲朝臣	三條大納言	烏丸御方光宣
三條大納言 飛鳥井大納言	飛鳥井大納言	烏丸御方光宣

七月朔日、撰家：清花、其の外、播州の別所小三郎、別所孫右衛門、三好笑岩、

武田孫犬、逸見駿河、栗屋越中、熊谷伝左衛門、山県下野守、内藤筑前、白井、

松宮、畑田在洛。塩河伯耆、是れは御馬拝領。畿内諸国の面々御出仕これあり。

七月三日、禁中において親王様御鞠遊ばさる。式掌の儀式、御結構申すに足らず。御馬廻ばかり召し列れられ、御鞠過し候て、信長、くろ戸の御所御をき縁まで御祇候。忝くも、天盃、御さいの内にて御拝領。御見物は清涼殿の御庭なり。

御鞠の次第

御黒戸御所

親王様一、御鞠御人数の事。

御 御たてゑばし、御直衣、色二あひ、御さしぬぎ、後にめさせられ候は、御そ

ばつゞきなり。色紅、各御ゑぼしなり。御白洲の上に猫飼をしかるゝなり。

三条大納言殿	直衣色白	御さしぬき	勧修寺大納言殿	かり衣色ひわた	御指貫
飛鳥井大納言殿	かみ色紫	御くづ袴	庭田新大納言殿	かり衣色もゑぎ	同
甘露寺中納言殿	かみ色玉むし	同	藤宰相殿	かみ色むらさき	同
山科左衛門督殿	かみ色むらさき	同	源宰相中将殿	かみ色むらさき	同
左大弁宰相殿	かみ色とかけ	同	三条宰相中将殿	かみ色もゑぎ	同
左頭中将殿	御かぶりそくたい	飛鳥井中将殿	かみ色玉むし	同	
烏丸弁殿	かみ紫色もんしや	同	竹内右兵衛佐殿	かみもゑぎ色	同
中院殿	かみ色紫そめいろ	同	水無瀬殿	かみ萌黄もんしや	同
三条侍従殿	かみ色こん地絵あり	同	日野殿	かみ色むらさき	同
広橋殿	かみこん地もんしや	同	永孝殿	かみきんしや	同
権右少弁殿	かみ黄色六しやうゑ	同	薄殿	すはう	
新蔵人殿	かみやなぎいろ				右如件

七月三日、信長御官位を進められ候への趣、勅錠御座候と雖も、御斟酌にて御請けこれなし。

併、内々御心持候ふや、御家老の御衆、友閑は宮内卿法印。夕庵は二位法印。明智十兵衛は、維任日向になされ、築田左衛門太郎は別喜右近に仰せ付けられ、丹羽五郎左衛門は惟住にさせられ、忝きの次第なり。

七月六日、かみ・下京衆、妙顕寺にて能を仕り、御目に懸け候。御棧敷の内、撰家・清花の御衆？ に、夕庵 友閑 長安、長雲等ばかりなり。御能八番あり。

勸世与左衛門、勸世又三郎。大鼓御所望にて仕り候。七月十五日、御下。

越前御進発、賀・越両国仰せ付けらるゝの事

さる程に、江州勢田の橋、山岡美作守・木村次郎左衛門兩人に仰せ付けられ、朽木山中より材木を取り、七月十二日吉日の由に候て、柱立つ。橋の広さは四間、長さ百八十間余。双方に欄干をやり、末代の為に候の間、丈夫に懸け置かるべきの旨、仰せ付けられ候。天下の御為めとは申しながら、往還人・旅人御憐愍なり。十五日、常楽寺まで御出で。十六日、捶井に御泊。十七日、楚根へ御立ち寄り。稲葉伊予、忝きの由候て、孫どもに能をさせ、御目に懸けらる。其の時、ささせられ候御腰物、彦六が息に下さる。

七月十七日、岐阜に御帰城。

八月十二日、勢州へ御進発。其の日は、捶井に御陣取り。十三日、大谷、羽柴筑前守が所に御泊。此の時、惣人衆へ、筑前守所より兵糧を出ださる。十四日、敦賀に御泊り。武藤宗右衛門が所に御居陣。

御敵相抱へ候城々。

一、虎杖の城丈夫に拵へ、下間和泉 大将にて、賀州・越州の一揆ども罷り出で相抱へ候なり。

一、木目峠、石田の西光寺 大将として、一揆ども引率し、在陣なり、

一、鉢伏の城、専修寺、阿波賀三郎兄弟、越前衆相抱へしなり。

一、今域。

一、火燧ヶ城、両城丈夫に拵へ、往古の如く、のうみ川、新道川、二ツの川の落ち合ふを関切り、水を湛へ、下間筑前守、犬将にて相抱へぬ。

一、だいらこへ、すい津の城、大塩の円強寺、加賀衆相加はり、在城なり。

一、海手に新城拵へ、若林長門、息甚七郎父子、大将にて、越前衆警固に出でらるゝなり。

一、府中の内、龍門寺拵へ、三宅権丞これあり。

かくの如く、塞く取詰、足懸かり構へ、堅固に拘ふべきの旨に候。八月十五日、以外の風雨に候と雖も、悉く打ち出でらる。越前、牢人衆を先陣と為し、

前波九郎兵衛父子、富田弥六、毛屋猪介、佐久間若衛門、柴田修理亮、滝川左近、羽柴筑前守、惟任日向守、惟住五郎左衛門、別規右近、長岡兵部大輔、原田備中、蜂屋兵庫、荒木摂津守、稲葉伊予、稲葉彦六、氏家左京助、伊賀伊賀守、磯野丹波、阿閉淡路守、阿閉孫五郎、不破河内、不破彦三、武藤宗右衛門、神戸三七信孝、津田七兵衛信澄、織田上野守、北畠中納言、同伊勢衆。

初めとして三万余騎、其の手其の手を争ひ、だいらこへ、諸口より御乱入。

海上を働く人数、栗屋越中、逸見駿河、栗屋弥四郎、内藤筑前、熊谷伝左衛門、山県下野守、白井、松宮、寺井、香川、畑田。

丹後より働くの衆、一色殿、矢野、大島、桜井、数百艘相催し、幡首打ち立て貼、浦貼湊貼へ上り、所々に烟を挙げられ候。円強寺、若林長門父子、人数を出

だし候、惟任日向・羽柴筑前兩人として、屑せず、追ひ崩し、一、三百討ち捕る。兩人の居城に乗り込み、焼き払ふ。

八月十五日に、頸を敦賀へ進上候て、信長へ御目に懸げられ候。

八月十五日、夜に入り、府中龍門寺、三宅権丞楯籠り候構へ忍び入り、乗つ敢り、近辺に放火候。木目峠・鉢伏・今城・火燧城にこれある者ども、跡を焼き立てられ、胆を潰し、府中をさして罷り退き候を、羽柴筑前守・惟任日向守兩人として、府中の町にて、賀州・越前、西国の一揆二千余騎斬り捨てらる。手柄の程、是非に及ばず。阿波賀三郎・阿波賀与三兄弟、御赦免の御侘言申し上げ候と雖も、御許容なく、原田備中に仰せ付けられ、生害させられ候。

十六日、信長、敦賀を御立ちなされ、御馬廻其の外一万余騎召し列れられ、木目峠打ち越え、府中龍門寺、三宅権丞の構へまで御陣を寄せらる。爰にて、福田三河守に仰せ付けられ、路次御警固のため、今城にをかせられ候。

下間筑後・下間和泉、専修寺、山林に隠居候を引き出だし、頸を斬り、是れを御宮笥として、朝倉孫三郎頸持ち来なり、御赦免の御侘言申し候と雖も、御同心なく、向駿河に仰せ付けられ、生害させられ候。爰に希異の働きあり。右の様子見申し、孫三郎家来金子新丞父子・山内源右衛門と申す者兩三人追腹仕る。是れ等の働き見申し候て、向駿河、胆を消し、感じ申され候。

八月十八日、柴田修理・惟住五郎左衛門・津田七兵衛兩三人、鳥羽の城へ取り懸け、責め破り、五、六百斬り捨てられ候。

金森五郎八・原彦次郎、濃州口より郡上表へ相働き、によつ、とこの山より、大野郡へ打ち入り、数ヶ所小城ども攻め破り、数多斬り捨て、諸口より手を合せ放火候。これに依つて、国中の一揆既に撥忘致し、取る物も取り敢へず、右往左往に、山貼へ逃げ上り候。推し次第、山林を尋ね搜して、男女を隔てず斬り捨つべき旨、仰せ出だされ、八月十五日より十九日まで御着到。しかして、諸手より搦め取り進上候分、一万二千二百五十余と記すの由なり。御小姓衆へ仰せ付けられ、誅させられ候。其の外、国々へ奪ひ取り来たる男女、其の員を知らず。生け捕りと誅させられたる分、合せて三、四万にも及ぶべく候しか。

八月廿三日、一乗の谷へ、信長御陣を移さる。参陣は賀州まで、稲葉伊予父子、惟任日向守、羽柴筑前守・永岡兵部大輔、別喜右近、打ち入るの趣、御注進有り。

八月廿八日、豊原へ御陣を寄せらる。

さる程に・堀江・小黒の西光寺、連々申し上ぐる筋目これあり、御赦免の御礼申し上げ候。賀州能美郡・江沼郡、二郡御手に属すの間、檜屋城、大正寺山、二ツこしらへ、別喜右近、佐々権左衛門、江相加へ、入れ置かせられ、十余日の内に賀・越両国仰せ付けらる。御威光、中貼申すばかりなし。

九月二日、豊原より北庄へ、信長御越しなされ、城取りの御縄張させられ、御要害仰せ付けらる。北庄御普請場にて高島打も下、林与次左衛門、生害させられ候。子細は、先年、志賀御陣の時、浅井・朝倉引き出だし、早舟にて渋矢を射懸け申し、緩急の条々、御遺恨に候ひしか。越前国、柴田修理に八郡さる。大野郡

の内、三分二、金森五郎八に仰せ付けられ、三分一、原彦次郎に下され、大野郡に在城侯なり。府中に足懸けを構へ、不破彦三・佐々蔵介・前田又左衛門両三人に二郡下され、在城なり。

一、敦賀郡、武藤宗右衛門が在地なり。

惟任日向守、直ちに丹波へ相働くべきの旨に侯。

一、丹後国、一色殿へ参られ侯。

一、丹波国、桑田郡・舟井郡、細川殿へ進めらる。

荒木摂津守、是れも越前より直ちに播州奥郡へ相働き、人質執固め参るべきの旨、仰せ付けられ侯。

九月十四日、信長、豊原より北庄まで御馬を納れられ侯、滝川左近・原田備中・惟住五郎左衛門両三人として、北庄足羽山に御陣屋御普請申し付けられ、御馬廻、御弓衆、歴貼を固め、前後結構さ、中貼輿を催すことに侯。賀・越両国の諸侍馳せ集まり、有縁を以て帰参の御礼、門前市をなす事に侯。賀州奥郡の一揆ども、信長御帰陣の由承り及び侯か。人数を出だし侯、羽柴筑前、天の与ふる所の由候て、懸げ付け、一戦に及び、究竟の者頸数二百五十余討ち捕り、是れより帰陣す。

掟 条々 越前国

一、國中へ非分の課役申す懸くべからず。但し、差し当たたる子細あつて、申し付くべきにおいては、我々へ相尋ぬべし。其れに随ひ申し出づべき事。

一、国に立て置き侯諸侍を、雅意に扱ふべからず、いかにも悩にして然るべく侯。

さ候とて、帯紐を解き候様にはあるまじく候。要害、かれこれ機遣、簡要に候。領知方嚴重に相渡すべき事。

一、公事篇の儀、順路の憲法たるべし。努々、鼻肩偏頗を存ぜず、裁許すべし。若し又、双方存分休まざるにおゐては、雜掌を以て、我々に相尋ね、落着すべく候事。

一、京家領の儀、乱以前、当知行においては、還附すべし。朱印次第たるべき事。但し、理これあり。

一、分国いづれも諸閑停止の上は、当国も同前たるべき事。

一、大国を預け置くの条、万端につきて機遣ひ油断あつては、曲事に候。第一、武篇簡要に候。武具兵糧嗜み候て、五年も十年も慥かに拘ふべき分別、勿論に候。所詮、欲を去り、執るべき物を申し付け、所務候様に覚悟なすべく候。子供寵愛せしめて、手猿楽・遊興・見物など停止すべき事。

一、鷹をつかふべからず。但し、足場をも見るべきためには、然るべく候。さも候はずば、無用に候、子供の儀は子細あるべからず候事。

一、領中の員数に寄るべく候と雖も、二、三ヶ所も給人をつげず、是れは、忠節の輩、それ転に随つて、扶助すべき地候申し、拘へおくべく候。武篇に励み候へども、恩賞すべき所領これなしと、諸人見及び候はゞ、げには勇も忠義も浅かるべきの条、其の分別、尤もに候。給人をつけず候間は、蔵納たすべき事。

一、事新しき子細に候と雖も、何事においても、信長申す次第に覚悟肝要に候。さ侯とて、無理非法の儀を心にをもひながら、巧言申し出づるべからず候。其の段も、何とぞ、かまひこれあらば、理りに及ぶべく、聞届け、それに随ふべく候。とにかくにも、我々を崇敬して、影後にても、あだにおもふべからず。我貼あるかたへは、足をもさゝざるやうに、心もち簡要に候。其の分に候へば、侍の冥加ありて、長久たるべく候。分別専用候事。

天正三年九月 日

越前国の儀、多分、柴田覚悟せしめ候。兩三人をば、柴田目付として、兩郡申しつけ置くの条、善悪をば、柴田かたより告げ越すべく候。互ひに磨き合せ候様に、分別專一に候。用捨においては、曲事たるべきものなり。

天正三年九月 日

不破河内守殿 佐々内蔵助殿 前田又左衛門殿

かくの如く仰せつけられ、九月廿三日、北庄より府中まで御出で。廿四日、つば井坂、御泊。廿五日、捶井に御陣宿。

九月廿六日、岐阜に御帰城。

大坂三軸進上の事

十月三日、奥州へ取りに遣はされ候御鷹、五十足上せ候内、廿三足召し上げら

れ、其の外は、各召し置かる。

十月十日、御上洛。今度の上鷹十四足、鷓三足、座させ、御上京。其の日、捶井に御泊り。次の日、柏原まで、三条殿・水無瀬殿、御迎へとして御下り、佐和山に御泊り。

十二日、永原に御寄宿。勢田の橋出来申すにつきて、御一見なさるべきため、陸を御上京事も、生便しき橋の次第なり。各、耳目を驚かされ候。然して、撰家・清花・隣国の面々など、勢田・逢坂・山科・粟田口辺に御迎への衆みち貼て、崇敬斜ならず。二条妙光寺に至つて御上着。

十月十九日、奥州伊達方より名馬、がんぜき黒、白石鹿毛の御馬二に鶴取の御鷹二足、進上。取分け、鹿毛の御馬、奥州にても隠れなき乗心、比類なき駿馬にて、御意に相、秘蔵斜ならず。是れは、龍の子の由に候なり。

御鷹居 菅小太郎 御馬添 樋口

信長、其の日、清水へ御成り。村井長門に仰せつけられ、右の御使衆、清水にて御振舞これあり。

御返書の注文、

虎皮 五枚、豹皮 五枚、段子 十卷、志々羅 二十端 以上。

二人の使者に黄金二枚下され、御礼申し、罷り下るなり。

十月廿日、播州の赤松、小寺、別所、其の外、国衆参洛候て、御礼これあり。

十月廿一日、大坂門跡の儀、三好笑岩・友閑兩人御使申し、御赦免なり。

小玉檻、枯木、花の絵、三軸進上侯て、年寄ども罷り参り、平井、八木、今井、御礼これあり。

天下に隠れなき三日月の葉茶壺、三好笑岩進上にて侯ひしなり。

御茶の湯の事

十月廿三日、

飛驒の国司姉小路中納言卿御上洛侯て、御礼これあり。栗毛の御馬御進上、一段に侯駿罵にて、御秘蔵斜ならず。

十月廿八日、京・堺の数寄仕り候者、十七人召し寄せられ、妙光寺にて御茶下され候。御座敷の飾、一、御床に晩鐘、三日月の御壺、一、違棚に置物。七つ台に白天目。内赤の盆につくもがみ。一、下には合子しめきり置かれ、おとごせの御釜。一、松島の御壺の御茶、一、茶道は宗易。各生前の思ひ出、黍き題目なり。已上。

信長御昇殿の事

さる程に、大将御拝賀の政執行せらるべきのため、十月初めより、木村次郎左衛門を御奉行として、禁中に陣座御建立、即時に出来し訖んぬ。

天正三年乙亥十一月四日

信長御昇殿、しかして、大納言の御位に任ぜられ、

同七日、御拝賀の御礼。御名代として三條大納言殿を以て仰せ上げられ、其の時の御警固として、御弓の衆百人供奉候のところ、忝くも、

天子より御かはらせ出だされ、頂戴。上古より末代の面目、御威光これに過ぐべからず。この節、信長、右大将に重ねて御官位を進められ、砂金・巻物、其の員を尽し、叡覽に備へられ、諸公家衆御支配候て、知行を参らせられ、御名誉の次第なり。

武田四郎、岩村にて勝利を失ふの事

さる程に、武田四郎、岩村へ後巻として、甲斐・信濃の土民百姓などまで、かり催し、罷り出で、既に打ち向ふの由、注進候の間、

十一月十四日戌の刻、京都を御立なされ、夜を日に継ぎ、十五日に岐阜に至りて御下る。

菅九郎殿、岩村御存分に仰せ付けらるゝの事

去十日の夜、岩村の攻め衆の陣取る水精山へ敵方より夜討を入れ候。則ち、河

尻与兵衛、毛利河内、浅野左近、猿荻甚太郎、爰かしこを支へ水精山を追い払ひ、岩村の城に楯籠り、尺を引き破り、夜討の者と一手になり候はんと仕り候を、信長御息、織田菅九郎、御先懸けなされ、城へ追ひ入れさせらる。今度の御働き、御高名申すばかりなし。夜党の者、山貼へ逃げ散り候を、尋ね出だし、甲斐・信濃の大将廿一人、究竟の侍千百余斬り捨て、岩村籠城の者、筋力を抛ち、一命を御扶けなされ候の様にと、塚本小大膳を以て御侘申し候。爰にて、塚本小大膳目付に塙伝三郎仰せつけらる。

十一月廿一日、秋山、大島、座光寺、御赦免の御礼申し上げ候を、召し捕り、濃州岐阜へ召し寄せられ、右三人、長良の河原に張付に懸けおかれ、其の外、諸諾卒、遠山市丞丸へ追攻めさせられ候。時刻を移さず切つて出で、遠山二郎三郎、遠山市丞、遠山三郎四郎、遠山徳林、遠山三右衛門、遠山内膳、遠山藤蔵、切つて出で、散々に切り崩し、余多に手を負はせ、終に生害候。残党悉く焼き殺しになされ候。

武田四郎、此の由承り候て、本国へ曲なく馬を入れ候。菅九郎、御存分に仰せつけられ、岩村の城、河尻与兵衛を入れおかれ、霜月廿四日、岐阜に至つて御歸陣。

菅九郎殿御位の事

今般、菅九郎、比類なき御働きにつきて、かけまくも悉く、

天帝より御院宣を蒙り、秋田城介に任せられ、御冥加の至りなり。

御家奮御譲りの事

十一月廿八日、信長御家督秋田城介へ渡し進めらる。誠に、信長卅年御粉骨尽され、御屋形作金銀を鏤め、星切の御太刀、これは曾我五郎所持の太刀なり。其の外、集めおかせられたる御道具、三国の重宝、員を尽し、尾州・濃州共に御与奪なされ、信長御茶の湯道具ばかり召しおかれ、佐久間右衛門私宅へ御座を移され、御父子共御果報、大慶、珍重々々。